

# 『保健手当』

## (1) 手当を支給される人

保健手当は、原爆投下の際、爆心地から2キロメートルの地域内で直接被爆した人とその当時その方の胎児であった人に支給されます。

※医療特別手当、特別手当、原子爆弾小頭症手当または健康管理手当をうけている人には、保健手当は支給されません。

## (2) 手当をうけるための手続き

手当をうけるためには、申請書に、爆心地から2キロメートル以内で直接被爆した事実を認めることができる書類等（この書類がない場合には、その事実についての本人の申立書）を添えて提出してください。その他下記①、②に該当する場合は、次の書類が必要です。申請書類等は居住地を管轄する保健所（部）へ提出してください。認定されると、保健手当証書が送られ、申請した月の翌月から、毎月支給されます。

① 原子爆弾の傷害作用の影響による身体上の障害がある人

・身体上の障害についての大分県知事が指定した医療機関等の医師または歯科医師の診断書

② 70歳以上の老人で、配偶者、子、孫のいないひとり暮らしの人

・戸籍謄本等、ひとり暮らしであることを明らかにする書類

## (3) 申請に必要なもの

・保健手当認定申請書

・爆心地から2キロメートルの区域内で被爆した事実を認めることができる書類、又は当該事実についての申立書

・被爆者健康手帳

・申請人名義の預金通帳

・身体上に障害のある人は診断書（保健手当用）

・配偶者、子及び孫のいずれもない70歳以上の人は、以下ア～ウの書類

ア 戸籍の謄本（配偶者、子及び孫のいずれもないことを証明するもの）

イ 世帯全員の住民票の写し

ウ 同居している人がいないことの民生委員の証明

※印鑑は、令和3年4月から不要となりました。

## (4) 手当をうけている人の届出

手当をうけている人が、氏名、居住地、手当の振込口座の変更があるとき、手当を受ける条件に該当しなくなったときは、そのつど届出が必要です。

また、手当をうける条件に該当しなくなったときは、保健手当証書を返還しなければなりません。